

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準

第一章 総則（第一条～第三条）	第二章 療養介護（第四条～第三十二条の二）	第三章 生活介護（第三十三条～第五十条）	第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十六条～第五十五条）	第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条～第六十一条）	第六章 就労移行支援（第六十二条～第七十条）
第七章 就労継続支援A型（第七十一条～第八十五条）	第八章 就労継続支援B型（第八十六条～第八十八条）	第九章 多機能型に関する特例（第八十九条～第九十一条）	第十章 雜則（第九十二条～第九十三条）	附則	

二 条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第三十九条（第三項を除く。）、第四十一条第三項（第五十五条、第六十一条及び第七十五条、第六十四条、第六十五条、第七十二条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び二条第五項、第五十二条、第五十三条第三項（第六十二条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十二条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十五条（第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十六条第三項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第九十条の規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十二条（病室に係る部分に限る。）並びに第五十八条第三項本文（居室に係る部分に限る。）及び第一号ロの規定による基準

三 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第三号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二十二条（第五十五条、第二十五条の二（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第二十七条第二項、第二十八条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十二条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十三条（第五十条、第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第四十四条（第七十条において準用する場合を含む。）、第四十五条（第七十条において準用する場合を含む。）、第四十八条第二項（第五十五条、第六十一条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十三条第四項（第六十二条、第七十条、第八十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第七十七条、第七十八条及び第八十条及び第八十七条の規定による基準

四 法第八十条第一項の規定により、同条第二項第四号に掲げる事項について都道府県が条

例を定めるに当たて標準とすべき基準十条、第十二条第三項、第三十七条（第五十五条及び第八十八条において準用する場合を含む。）、第三十九条第三項、第四十条第二項（第五十五条、第六十一条及び第七十条において準用する場合を含む。）、第五十七条、第六十二条の二、第七十三条、第七十六条第二項（第八十八条において準用する場合を含む。）及び第八十九条の規定による基準法第八十条第一項の規定により、同条第二項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準（この省令に定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの（定義）

第二条 この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業、放課後等デイサービス（同条第三項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業、居宅訪問型児童発達支援（同条第四項に規定する居宅訪問型児童発達支援をいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所

(障害福祉サービス事業者の一般原則)
第三条 障害福祉サービス事業を行ふ者（以下「障害福祉サービス事業者」という）の事業のうち二以上の事業を一括的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

(運営規程)
第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重

(構造設備)
第五条 療養介護の事業を行ふ者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行ふ事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
(管理者の資格要件)
第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならぬ。

(運営規程)
第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重

要事項に関する運営規程を定めておかなければならぬ。
一 事業の目的及び運営の方針
二 職員の職種、員数及び職務の内容
三 利用定員
四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
五 サービス利用に当たつての留意事項
六 緊急時等における対応方法
七 非常灾害対策
八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
九 虐待の防止のための措置に関する事項
十 その他運営に関する重要な事項

第八条 療養介護事業者は、消防設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなればならない。
一 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。
二 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
第五条 療養介護事業者は、療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の運営規程を定めておかなければならぬ。
第六条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができるものでなければならぬ。（設備の基準）
第七条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する

第八条 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなればならない。
一 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。
二 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
第五条 療養介護事業者は、療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の運営規程を定めておかなければならぬ。
第六条 療養介護事業所は、二十人以上の人员を利用させなければならない。（設備の基準）
第七条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する

第八条 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。
第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなればならない。
一 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。
二 第二十八条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
三 第三十条第二項に規定する苦情の内容等の記録
四 第三十二条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採つた処置についての記録（規模）
第五条 療養介護事業者は、療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の運営規程を定めておかなければならぬ。
第六条 療養介護事業所は、二十人以上の人员を利用させなければならない。（設備の基準）
第七条 療養介護事業所の設備の基準は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する

原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者及び当該利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を開催し、当該利用者の生活に対する意向等を改めて確認するとともに、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

サービス管理責任者は、第五項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならぬ。

サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者及び当該利用者又は障害児の保護者に対して指定計画相談支援（法第五十一条の十七第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）又は指定障害児相談支援（児童福祉法第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。）を行ふ者（以下これらを総称して「指定特定相談支援事業者等」という。）に交付しなければならない。

サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行ふものとする。

サービス管理責任者は、モニタリングに当つては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

定期的に利用者に面接すること。

定期的にモニタリングの結果を記録すること。

第一項から第八項までの規定は、第九項に規定する療養介護計画の変更について準用する。（サービス管理責任者の責務）

第十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行ふものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者的心身の状況、当該療養介護事業所における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討すると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

サービス管理責任者は、業務を行うに当たっては、利用者の自己決定の尊重を原則とした上で、利用者が自ら意思を決定することに困難を抱える場合には、適切に利用者への意思決定の支援が行われるよう努めなければならない。

第十九条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

（機能訓練）

第二十条 療養介護事業者は、利用者の心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

（看護及び医学的管理の下における介護）

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。

疗養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

疗養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

疗養介護事業者は、前二項に定めるほか、利用者に対し、離床・着替え及び整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

疗養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

疗養介護事業者は、前二項に定めるほか、利用者により、当該疗養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

（その他のサービスの提供）

第二十二条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

疗養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

第二十三条 職員は、現に疗養介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

（管理者の責務）

第二十四条 療養介護事業所の管理者は、当該疗養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

疗養介護事業所の管理者は、当該疗養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

（勤務体制の確保）

第二十五条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な疗養介護を提供できるよう、疗養介護を業所ごとに、職員の勤務の体制を定めておかなければならぬ。

疗養介護事業者は、疗養介護事業所ごとに、当該疗養介護事業所の職員によって疗養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

疗養介護事業者は、职員の資質の向上のため、その研修の機会を確保しなければならない。

疗養介護事業者は、適切な疗養介護の提供を確保する観点から、职场において行われる性的な言動又は優越的な關係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 疗養介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する疗養介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 疗養介護事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

疗養介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ふものとする。

3 見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行ふものとする。

（定員の遵守）

第二十七条 疗養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

疗養介護事業者は、当該疗養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該疗養介護事業所における感染症及び中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

二 当該疗養介護事業所における感染症及び中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

三 当該疗養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。

（身体拘束等の禁止）

第二十八条 疗養介護事業者は、疗養介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行つてはならない。

疗養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を用いて、利用者の行動を制限する場合は、利用者の負担により、当該疗養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

疗養介護事業者は、やむを得ず身体拘束等を行ふ場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

二 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに に、一以上とする。	四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごと に、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応 じ、それぞれイ又はロに掲げる数 イ 利用者の数が六十以下 一以上 ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者 の数が六十を超えて四十又はその端数を増 すごとに一を加えて得た数以上
1 前項の利用者の数は、前年度の平均値とす る。ただし、新規に事業を開始する場合は、推 定数による。	3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であつ て、その提供が同時に一又は複数の利用者に対 して一体的に行われるものをいい、複数の生活 介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用 定員は二十人以上とする。
2 第一項第三号の理学療法士、作業療法士又は 言語聴覚士を確保することが困難な場合には、 これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要 な機能の減退を防止するための訓練を行う能力 を有する看護師その他の者を機能訓練指導員と して置くことができる。	4 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び前 項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら當 該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活 介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に當 たる者でなければならない。ただし、利用者の 支援に支障がない場合は、この限りでない。
3 第一項第一号の管理者は、専らその職務に從 事する者でなければならぬ。ただし、生活介 護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活 介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活 介護事業所を設置する場合における特例) 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上 は、常勤でなければならない。	5 第一項第一号のサービス管理責任者のうち、 一人以上は、常勤でなければならない。 （従たる事業所を設置する場合において「主 たる事業所」という。）と一体的に管理運営を 行う事業所（以下この条において「従たる事業 所」という。）を設置することができる。
4 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させ ることができる規模を有するものとしなければ ならない。	6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、 一人以上は、常勤でなければならない。

3 第四十二条 介護は、利用者の心身の状況に応 じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資 するよう、適切な技術をもつて行われなければならない。	4 第四十三条 生活介護事業者は、常時に生活介護のための支援困難時の対応) （サービス提供困難時の対応）
4 第四十四条 生活介護事業者は、生産活動に從事 している者に、生産活動に係る事業の収入から 生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額 に相当する金額を工賃として支払わなければな らない。	5 第四十四条の二 生活介護事業者は、障害者の職 場への定着を促進するため、当該生活介護事業 者が提供する生活介護を受けて通常の事業所に 新たに雇用された障害者について、障害者就業・ 生活支援センター等の関係機関と連携し、当該障 害者が就職した日から六ヶ月以上、職業生活に おける相談等の支援の継続に努めなければな らない。
5 第四十五条 生活介護事業者は、あらかじめ、利 用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行 う場合には、その内容及び費用に關して説明 を行い、利用者の同意を得なければならぬ。	6 第四十五条 生活介護事業者は、あらかじめ、利 用者による介護を受けさせてはならない。
6 第四十六条 生活介護事業者は、常に利用者の健 康の状況に注意するとともに、健康保持のため の適切な措置を講じなければならない。	7 第四十六条 生活介護事業者は、常に利用者の健 康の状況に注意するとともに、健康保持のため の適切な措置を受けるよう、当該事業所が通 常時にサービスを提供する地域をいう。以下同 じ。等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切 な生活介護を提供することが困難であると認め た場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介 その他の必要な措置を速やかに講じなければな らない。
7 第四十七条 職員は、現に生活介護の提供を行 っている者に、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額 に相当する金額を工賃として支払わなければな らない。	8 第四十七条 職員は、現に生活介護の提供を行 っている者に、生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額 に相当する金額を工賃として支払わなければな らない。

3 第四十八条 生活介護事業者は、利用者の使用す る設備及び飲用に供する水について、衛生的な 管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずると ともに、健康管理等に必要となる機械器具等の 管理を適正に行わなければならない。	4 第四十八条 生活介護事業者は、常時に生活介護のための対策を 講ずるときには、利用者に病状の急変が生じた場合 その他の必要な場合は、速やかに医療機関への連 絡を行ふ等の必要な措置を講じなければならない。
4 第四十九条 生活介護事業者は、利用者の病状の 急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機 関を定めておかなければならぬ。	5 第四十九条 生活介護事業者は、利用者の病状の 急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機 関を定めておかなければならぬ。
5 第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九 条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二 十八条から第三十二条の二までの規定は、生活 介護の事業について準用する。この場合におい て、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」	6 第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九 条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二 十八条から第三十二条の二までの規定は、生活 介護の事業について準用する。この場合におい て、生活介護事業所に栄養士を置かないとい う。

号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十一人以上三十人以下 十人は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用) 第八十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の一まで、第三十四条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第八十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と、同項第三号第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第八十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号第一項中「第三十条第二項」とあるのは、「第八十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第八十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十八条中「前十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第八十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「第三十二条第二項」とあるのは、「第八十五条において準用する次条第一項」とあるのは、「第八十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章 就効継続支援B型

(基本方針) 就効継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、規則第六条の十二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。(工賃の支払等)

第八十七条 就効継続支援B型の事業を行う者(以下「就効継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から

生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならぬ。

一 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

二 就効継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

三 利用定員が三十人以上十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用) 第八十八条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条の一まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十二条、第七十四条から第七十六条まで及び第八十一条から第八十三条までの規定は、就効継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは、「第八十八条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号第一項とあるのは、「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは、「第八十八条において準用する第三十二条第二項」と、第十八条中「前十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「第三十二条第二項」とあるのは、「第八十八条において準用する次条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する前条」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは、「第八十八条において準用する前条」と、第十八条第一項中「次条第一項」とあるのは、「第八十八条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは、「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」と、「就効継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

第八十九条 多機能型による生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)は、自立

訓練(機能訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(以下「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就効継続支援A型事業所(以下「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就効継続支援A型事業所(以下「多機能型就労継続支援A型事業所」という。)及び就効継続支援B型事業所(以下「多機能型就効継続支援B型事業所」という。)。(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第十五号。以下「指定通所支援基準」という。))及び就効継続支援B型事業所(以下「多機能型就効継続支援B型事業所」という。)の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準第六十五条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。)の事業(以下「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合においては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就効継続支援B型事業所に限る。以下

この条及び第九十条第三項において同じ。)において事業を行なう多機能型事業所(多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所、多機能型自立訓練(生活訓練)事業所、多機能型就効継続支援B型事業所に限る。以下

この条及び第九十条第三項において同じ。)において事業を行なう多機能型事業所(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合においては、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

(職員の員数等の特例) 第九十条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合においては、当該事業を行なう事業所の利用定員を含む。)の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十四条第五項並びに第七十五条第五項(第八十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員(多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合においては、指定通所支援基準の規定により当該事業を行なう事業所に置くべきものとされる職員(指定通所支援基準第五条第一項第二号に規定する児童発達支援事業責任者を除く。)を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

二 多機能型自立訓練(生活訓練)事業所六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練(生活訓練)を併せて行なう場合においては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)の利用定員が六人以上とする。

三 多機能型就効継続支援A型事業所及び多機能型就効継続支援B型事業所十人以上前項の規定にかかるわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行なう場合は、第三十七条及び第八項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十五条第一項第四号及び第八項、第五十六条第一項第四号及び第六項並びに第七十五条规定第一項第三号及び第六項(これらの規定を第

八十八条において準用する場合を含む。)の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを「の事業所」とみなしして、当該の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

二 利用者の数の合計が六十以下 一以上
使用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

三 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号ニ及び第七項、第五十二条第一項第二号ニ及び第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十八条において準用する第七十五条第一項第二号及び第五項の規定にかかるわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を「の事業所」とみなして、当該の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)及び自立訓練(生活訓練)の利用者

二 就労継続支援B型の利用者
(設備の特例)

第九十一条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を來さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行ふ他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第九十二条 障害福祉サービス事業者及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この省令の規定において書面(書面、書類、文書、賃本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物を

いう。以下この条において同じ。)で行うこと
が規定されている又は想定されるもの(次項に
規定するものを除く。)については、書面に代
えて、当該書面に係る電磁的記録(電子の方
式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識
することができない方式で作られる記録であつ
て、電子計算機による情報処理の用に供される
ものをいう。)により行うことができる。

2 障害福祉サービス事業者及びその職員は、交
付、説明、同意、締結その他これらに類するも
の(以下「交付等」という。)のうち、この省
令の規定において書面で行うことが規定され
ている又は想定されるものについては、当該交付
等の相手方の承諾を得て、当該交付等の相手方等
が利用者である場合に当該利用者に係る障害者
の特性に応じた適切な配慮をしつゝ、書面に代
えて、電磁的方法(電子的方法、磁気的方法そ
の他人の知覚によつて認識することができない
方法をいう。)によることができる。

は、第十二条第一項第四号中「利用者の数を四で除した数以上」とあるのは「利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。）の数を四で除した数及び厚生労働大臣が定める者の数を六で除した数を合計した数以上」とする。

（生活介護事業所に置くべき職員の員数に関する経過措置）

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

一 次のイからハまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害支援区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数

イ 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除した数

ロ 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

ハ 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除した数

二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とす。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。

（宿泊型自立訓練に関する経過措置）

第四条 法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができるときされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。同項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十九号。以下「整備省令」という。）による廃止前までの精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準（平成十二年厚生省令第八十七号。以

下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。第二十三条第一号に掲げる通所施設及び同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができる」ととされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)。以下「旧知的障害者福祉法」という。第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設(以下「知的障害者更生施設」という)。(整備省令による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準(平成十五年厚生労働省令第二十二号)。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という)。第二十二条第一号に規定する知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」といふ)。(旧知的障害者援護施設最低基準第四十六条第一号に規定する知的障害者入所授産施設に限る)。及び旧知的障害者福祉法第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮について、第十五条第三項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるもの)を除く)。については、「一人以下」と、精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるもの)を除く)。知的障害者更生施設、知的障害者授産施設並びに知的障害者通勤寮については、「四人以下」と、「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、同号ロ中「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設及び精神障害者授産施設については、「四・四平方メートル」と、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設及び知的障害者通勤寮については、「六・六平方メートル」とする。

することができる」とされた同項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることとされた同條に規定する精神障害者社会復帰施設（第三号において「身体障害者更生援護施設等」という。）併設して引き続き運営をすることとされた同條に規定する精神障害者就労継続支援B型事業の事業を行う間は、第三十七条（第五十五条、第七十条及び第八十八条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）及び第五十七条第一項の規定にかかわらず、当該事業に係る生活介護事業所・自立訓練（機能訓練）事業所・自立訓練（生活訓練）事業所・就労継続支援事業所又は就労継続支援B型事業所（当該事業を多機能型により行う場合並びにこれらの事業所が第三十七条ただし書及び第五十七条第二項ただし書の規定の適用を受ける場合を除く。）の利用定員は、十人以上とすることができる。

二 施行日において現に旧精神保健福祉法第五十条の二第六項に規定する精神障害者地域生活支援センターを経営する事業を行つてゐる者

一 施行日において現に法附則第八条第一項第6号に規定する障害者デイサービスの事業を行つてゐる者

三 身体障害者更生援護施設等（障害者自立支援法の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成十八年政令三百二十号）第十六条の規定による改正前の社会福祉法施行令（昭和三十三年政令第八百十五号）第一条第一号、第二号又は第四号に規定する身体障害者施設、知的障害者授産施設又は精神障害者授産施設に限る。）を経営する事業を行つていた者

法第五条第二十二項に規定する地域活動支援センター又は小規模作業所（障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）第二条第一号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第十八条第三項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。）が、平成二十年四月一日から平成二十四年三月三十一日までの間に障害福祉サービス事業を開始した

場合における第三十七条（第五十五条、第七十七条及び第八十八条において準用する場合を含む。）及び第五十七条第一項並びに第八十九条第二項の適用については、「離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認めるもの」とあるのは、「将来的にも利用者の確保の見込みがないとして都道府県知事が認める地域」とする。

（就労継続支援A型に関する経過措置）

第六条 施行日において現に存する法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条に規定する身体障害者授産施設（以下「身体障害者授産施設」という。）のうち厚生労働大臣が定めるもの、精神障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの又は知的障害者授産施設のうち厚生労働大臣が定めるもの（これららの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において就労継続支援A型を行う場合について、第八十四条の基準を満たすための計画を提出したときは、当分の間、同条の規定は適用しない。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第七条 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をことができるることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設若しくは身体障害者授産施設、旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第三号に掲げる精神障害者福祉ホーム又は知的障害者更生施設、知的障害者授産施設若しくは知的障害者通勤寮（これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものと除く。）において、療養介護の事業、生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行ふ場合におけるこれらの施設の建物について、は、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条、第七十条において準用する

第八条 (従たる事業所に関する経過措置)
施設若しくは知的障害者授産施設又は知的障害者更生の事業、自立訓練（機能訓練）の事業、自立訓練（生活訓練）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型の事業又は就労継続支援B型の事業を行ふ場合において、施行日において現に存する分場（整備省令による改正前の身体障害者厚生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成十五年厚生労働省令第二十一号）第五十一条第一項並びに旧知的障害者援護施設最低基準第二十三条第二項及び第四十七条第二項に規定する分場をいい、これらの施設のうち、基本的な設備が完成しているものを含み、この省令の施行の後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。）を生活介護事業所、自立訓練（機能訓練）事業所、自立訓練（生活訓練）事業所、就労移行支援事業所、就労継続支援A型事業所又は就労継続支援B型事業所と一体的に管理運営を行ふ事業所（以下の条において「従たる事業所」という。）として設置する場合については、当分の間、第四十五条第二項及び第三項（これらの規定を第五十五条第六十二条及び第七十条において準用する場合を含む。）並びに第七十六条第二項及び第三項（これらの規定を第八十八条において準用する場合を含む。）の規定は適用しない。この場合において、当該従たる事業所に置かれる職員（サービス管理責任者を除く。）のうち一人以上は、専ら当該従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則（平成二十一年七月一五日厚生労働省令第一三一号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二三年八月五日厚生労働省令第一〇二号）

この省令は、障害者基本法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十三年八月五日）から施行する。

附 則（平成二三年九月二二日厚生労働省令第一一六号）

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。

附 則（平成二三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年三月二八日厚生労働省令第四〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二四年九月一三日厚生労働省令第一二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月一八日厚生労働省令第四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則（平成二五年一月二二日厚生労働省令第一二四号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成二六年一月一三日厚生労働省令第一二二号）抄

条第三項（新指定入所施設基準第五十七条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

附 則（令和三年三月二三日厚生労働省

令第五五号）抄

この省令は、令和三年七月一日から施行する。

附 則（令和五年三月三一日厚生労働省

令第四八号）抄

（施行期日）
第一条 この省令は、令和五年四月一日から施行する。

附 則（令和六年一月二十五日内閣府・厚

生労働省令第三号）抄

（施行期日）
第一条 この命令は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第三条、第五条及び第七条の規定は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第二百四号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日から施行する。